

## 公の施設【基本情報】

施設名	中地区公民館
所管部・課	教育委員会事務局・中央公民館
所在地	新潟市東区古川町4番12号
根拠法令	教育基本法, 社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	敷地面積 5,033㎡, 建築面積 1,320㎡, 延床面積 1,987㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造(1階～3階), 鉄骨造(4階～5階) 主な施設内容 事務室(1階), 第2和室・調理実習室(3階), 第1和室・講座室・保育室・ 第1集会室・第2集会室・会議室(4階), ホール・音楽室・美術工作室(5階) ※山の下行政サービスコーナー(1階), 山の下まちづくりセンター(1, 3階), 山の下の図書館(2階)と併設

施設 の 設置 目的
市民のために, 実際生活に即する教育, 学術及び文化に関する各種の事業を行い, もって住民の教養の向上, 健康
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p><b>【基本方針】</b></p> <p>(1) 学びを通じた地域の絆づくりとコミュニティ活性化              市民と地域が, 学びを通じてつながりを深め, 地域課題や社会的課題に取り組む人材を育成し, 地域に絆をつくり, コミュニティの形成と活性化に努めます。</p> <p>(2) 学・社・民の融合による地域の教育力の向上              学校, 家庭, 地域そして公民館等の社会教育施設が連携・協力しながら, 地域社会全体の教育力の向上に努めます。</p> <p>(3) 市民一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実              子育てや家庭教育の支援, 青少年の健全育成や高齢者の学習機会の充実など, 各世代の学びの場の提供と支援に努めます。</p> <p><b>【基本施策】</b></p> <p>(1) 地域コミュニティ活動の活性化を支援              (2) 学・社・民の融合による人づくり, 地域づくりの推進              (3) 家庭における教育力向上の支援              (4) 青少年の生きる力を育む機会の充実              (5) 高齢者の学習支援や社会参加の促進              (6) 現代的課題を探り, 問題解決を促す学習機会の提供</p>